

令和5年度 北海道社会福祉協議会 職場体験事業実施要綱

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

1 目的

この要綱は、福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、福祉・介護の職場を体験する機会を提供し、就労への意欲を喚起するとともに、就職希望者に実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができる環境をつくり、円滑な就労を支援する。

2 実施主体

社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という。）

3 対象

本事業の対象は、職場体験を希望する者及びその受入が可能な社会福祉施設等とする。

（1）職場体験希望者 福祉・介護の仕事に関心を有する者
(ただし、中学生以下は対象外とする。)

（2）受入施設等 北海道内の生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法及び障害者総合支援法に基づく施設及び事業所

4 実施内容

道社協は、職場体験希望者からの申請に基づき、職場体験の受入施設等の状況を確認し、適宜職場体験の実施を調整する。

本実施要綱に基づき、事業を実施する際の体験内容、具体的な事務手続き等については、別に定める「職場体験事業業務実施要領」による。

5 職場体験の日数と時間

（1）職場体験参加者 1人当たり10日以内とし、1日当たりの体験時間は、5～6時間程度とする。

（2）職場体験の参加者は1人1回限りを原則とする。

なお、（1）の範囲内において、異なる種別の受入施設等で職場体験を行う場合は、この限りではない。

6 職場体験の費用

（1）職場体験参加者

①参加費は無料とする。

②職場体験参加に係る交通費は、体験参加者の申請に基づき実費分を支給する。

③職場体験参加への資格は不問とし、給与は無給とする。ただし体験に要する被服費、食費等は参加者の負担とする。

(2) 職場体験受入費用

受入費用として職場体験者1人1日当たり6,800円の助成金を支払う。

7 事故等への対応

(1) 保険加入の奨励

職場体験に伴い想定される事故等に対応した保険（本人の傷害事故、対人、対物及び受託物の賠償事故）については、受入施設等において加入するよう奨励するものとする。

(2) 健康管理等

施設利用者等のプライバシーの保護や健康管理への配慮については、受入施設等が実施するオリエンテーションにおいて十分な指導を行うものとする。

8 個人情報の取り扱いについて

道社協は、本事業に関し得た個人情報は、受入及び連絡調整等、本事業に附随する業務以外の目的で使用しないこととする。また、管理については、道社協「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供しない。

体験者は本事業体験中に知り得た情報について、口外してはならない。

9 福祉人材バンク等との連携について

道社協は、事業の実施にあたっては、体験希望者の居住地や受入社会福祉施設等の所在地を所管する福祉人材バンク等関係機関との連携を図るよう努める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。